

事 務 連 絡
令和元年 9 月 30 日

各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道基盤強化計画の策定について（情報共有）

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）の施行に関し、全般にわたる改正の趣旨、内容及び留意点については、「改正水道法の施行について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により通知したところである。

改正法による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることができるとされている。また、同条第 3 項に基づき、水道基盤強化計画は、厚生労働大臣において法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき定めるものとされている。

については、都道府県に対し、水道の基盤の強化を図るため、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を策定するよう、「水道基盤強化計画の策定について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）を通知したことについて、情報共有するとともに、水道基盤強化計画の策定に向けた都道府県への協力をお願いしたい。